

# 災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令について

平成24年6月  
内閣府（防災）

## 1. 背景

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第42号）が、6月27日（水）に公布・施行されたところ。

その中で、市町村又は都道府県の区域を越えた被災住民の滞在（以下「広域一時滞在」という。）に関する受入れの手續並びに都道府県知事及び内閣総理大臣による調整に関する規定を新たに設けたところであるが（新設第86条の2～第86条の6）、一部を府令事項としていることから、災害対策基本法施行規則において、所要の手續を規定するもの。

## 2. 改正の概要

- （1）法第86条の2第4項の内閣府令で定める者は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議先市町村長が必要と認める者とする。
- （2）法第86条の2第6項の内閣府令で定める者は、被災市町村において現に被災住民を受け入れている公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。
- （3）法第86条の3第6項の内閣府令で定める者は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他都道府県外協議先市町村長が必要と認める者とする。
- （4）法第86条の3第10項の内閣府令で定める者は、被災市町村において現に被災住民を受け入れている公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他都道府県外協議元市町村長が必要と認める者とする。
- （5）法第86条の5後段の規定により読み替えて適用する法第86条の3第9項の内閣府令で定める者は、被災市町村の市町村長、被災市町村において現に被災住民を受け入れている公共施設等を管理する者、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

## 3. スケジュール

公布・施行：平成24年6月27日